お知らせ

ムーブ町屋のムーブホールが休館

27年1月19日（月）～3月31日（火）は、改修工事を行うため、休館します。

＊ムーブホール以外の施設は、通常どおり運営します

問合せ　▽ムーブ町屋　☎（3819）7761　FAX（3819）7763
▽区民課　☎内線2513

ふれあい館が休館

27年2月11日（祝）は町屋ふれあい館・荒木田ふれあい館・尾久ふれあい館が、2月22日（日）は峡田ふれあい館が、全館保守点検・特別清掃のため、休館します。

問合せ
▽町屋ふれあい館　☎（3800）2011　FAX（3800）2013
▽峡田ふれあい館　☎（3807）2886　FAX（3807）2887
▽荒木田ふれあい館　☎（3800）1981　FAX（3800）1982
▽尾久ふれあい館　☎（3809）2511　FAX（3809）2522

児童扶養手当法の一部が改正されました

公的年金を受給する方で、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給出来るようになりました。

詳細は、お問い合わせ下さい。

申請・問合せ　子育て支援課（区役所2階）　☎内線3816

ひとり親家庭等医療証（㊙医療証）が更新

現在使用の藤色のひとり親家庭等医療証（㊙医療証）は、27年1月1日からピンク色の医療証に更新されます。新しい医療証は12月下旬に郵送します。1月になっても届かない場合は、ご連絡下さい。

＊現況届が済んでいない方は医療証の発行が出来ません。至急手続きを済ませて下さい

手続き・問合せ　子育て支援課（区役所2階）　☎内線3816

外国人来訪者受入体制整備支援事業

区内の外国人受入体制の整備と観光振興を図るため、区内の宿泊施設が外国人旅行者向けにパンフレットや外国語版ホームページを作成する際の初期経費や、飲食店が外国語版メニュー表等を作成する際の経費に対して補助金を交付します。

詳細は、お問い合わせ下さい。

補助対象者
▽区内の宿泊施設（旅館業法第2条に規定するもの）を営む事業者
＊風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する施設を除く
▽区内の飲食店（食品衛生法施行令第35条に規定するもので、大手チェーン店等を除く中小企業者）
＊風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に関する許認可業種を除く

補助対象事業　対象事業者が、外国語版ホームページ・パンフレット・メニュー表・案内表示板等のうちいずれかを作成した場合の初期経費（システム設計委託料、翻訳料、印刷製本料等）

補助額・補助率
補助対象事業費の3分の2
＊限度額は20万円
＊随時、受け付けています

申込み・問合せ　観光振興課　☎内線4461

20歳になったら国民年金加入手続きを

20歳になったら国民年金への加入が義務付けられています。日本在住で、厚生年金や共済組合に加入していない方は、国民年金の加入手続きをして下さい。

国民年金は、老後だけでなく、万一の時も皆さんの生活を支えるものです。一定の要件を満たせば、遺族基礎年金や、事故や病気などで障がいが残った場合に支給される障害基礎年金を受けることが出来ます。

前年の所得が一定額以下の学生を対象とした学生納付特例制度や、所得が一定額以下で30歳未満の方が対象の若年者納付猶予制度といった保険料の納付を猶予する制度があります。また、前年の所得が一定額以下の方は、保険料の支払いを免除する制度もあります。

詳細は、お問い合わせ下さい。

問合せ　国保年金課　☎内線2416

住民票が新様式になります

区民の住民登録情報を管理する住民記録システムが、27年1月5日（月）から新しくなり、住民票の様式が変わります。新しい様式の概要は次のとおりです。

■世帯票（図1）の様式変更

従来の様式は過去の異動履歴が記載されていましたが、新様式では最新の情報のみが記載されるようになります。住所履歴は1つ前の住所のみ記載します。また一枚で2人までの記載だった様式が新様式では4人まで記載されるようになります。

■個人票（図2）の追加

新住民票は従来の世帯員を連記する世帯票様式に、一人1枚の個人票様式が追加されます。住所、氏名、世帯主、続柄、本籍、筆頭者、在留情報等の各項目について変更の履歴を証明する場合は個人票となります。

■改製原住民票について

システムの更改に伴い、すべての住民票が改製され、更改直前の住民票は、「改製原住民票」となります。

＊コンビニエンスストアと証明書自動交付機で発行する住民票は世帯票様式のみの発行となります
＊手数料は、世帯票、個人票、改製原住民票共に、それぞれ1通（1世帯）300円です
＊1月5日から区内7カ所に設置している証明書自動交付機が変わります

コンビニエンスストアでの証明書自動交付サービスを一時休止

住民記録システムの更改に伴うデータ移行のため、サービスを休止します。

期日　12月29日（月）～27年1月15日（木）

◇　◇

申請・問合せ　戸籍住民課（区役所1階）　☎内線2353

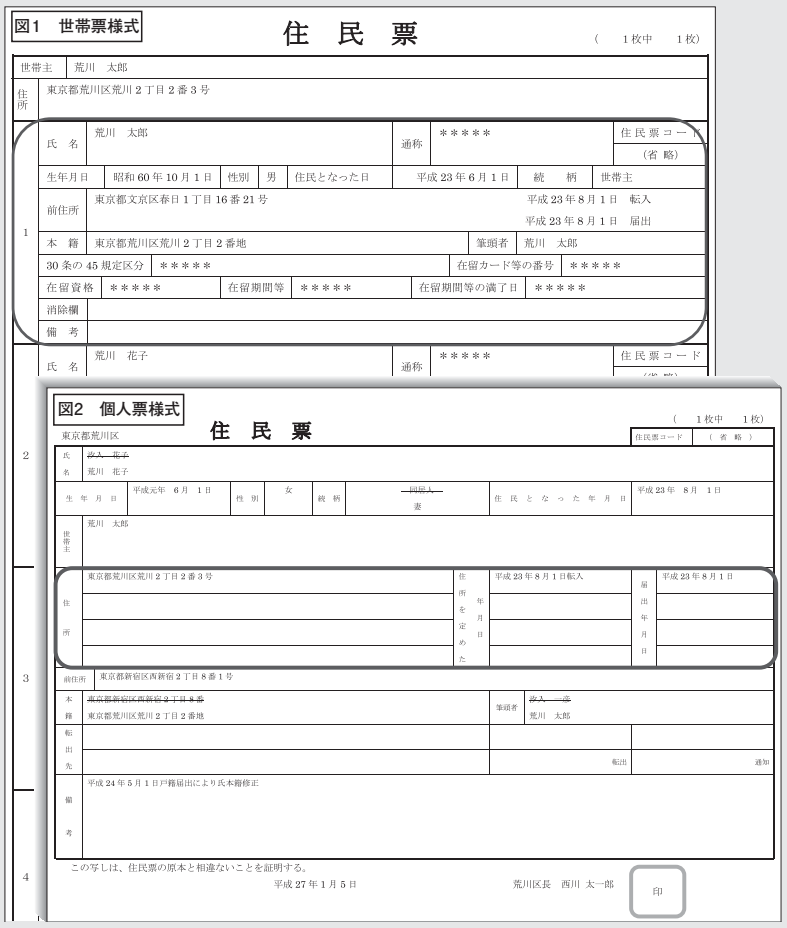
図1　世帯票様式
住民票
（1枚中　1枚）
世帯主　荒川　太郎
住所　東京都荒川区荒川2丁目2番3号
氏名　荒川　太郎　通称　＊＊＊＊＊　住民票コード（省略）
生年月日　昭和60年10月1日　性別　男　住民となった日　平成23年6月1日　続柄　世帯主
前住所　東京都文京区春日1丁目16番21号　平成23年8月1日　転入　平成23年8月1日　届出
本籍　東京都荒川区荒川2丁目2番地　筆頭者　荒川　太郎
30条の45規定区分　＊＊＊＊＊　在留カード等の番号　＊＊＊＊＊
在留資格　＊＊＊＊＊　在留期間等　＊＊＊＊＊　在留期間等の満了日　＊＊＊＊＊
消除欄
備考
氏名　荒川　花子　通称　＊＊＊＊＊　住民票コード（省略）
図2　個人票様式
東京都荒川区
住民票
（1枚中　1枚）
住民票コード（省略）
氏名　~~荒入　花子~~　荒川　花子
生年月日　平成元年　6月　1日　性別　女　続柄　~~同居人~~　妻　住民となった年月日　平成23年　8月　1日
世帯主　荒川　太郎
住所　東京都荒川区荒川2丁目2番3号　住所を定めた年月日　平成23年8月1日転入　届出年月日　平成23年8月1日
前住所　東京都新宿区西新宿2丁目8番1号
本籍　~~東京都新宿区西新宿2丁目8番~~　東京都荒川区荒川2丁目2番地　筆頭者　~~荒入　一郎~~　荒川　太郎
転出先　転出　通知
備考　平成24年5月1日戸籍届出により氏本籍修正
この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。
平成27年1月5日　荒川区長　西川　太一郎　印

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金申請は12月26日（金）まで

臨時福祉給付金の対象と思われる方には7月上旬に**「課税されていないことのお知らせ」**等のご案内と共に、また、子育て世帯臨時特例給付金の対象と思われる方には8月上旬に、それぞれ申請書を送付しています。

また、臨時福祉給付金については12月上旬に申請書等を、子育て世帯臨時特例給付金については、11月中旬にお知らせのはがきを、まだ申請していないと思われる方に送付しています。該当の方は、申請書に必要事項を記入し、〒116―0002荒川区荒川2―1―5セントラル荒川ビル3階（荒川消防署隣）荒川区臨時給付金窓口まで郵送または持参して下さい。

不明な点等は、荒川区臨時給付金コールセンターにお問い合わせ下さい。

申請期限　12月26日（金）必着
＊申請期限を過ぎると、給付金を受け取れなくなります

荒川区臨時給付金コールセンター

☎0570（057）035
＊午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）
＊窓口・コールセンター共、12月26日（金）で閉鎖します

官公署

東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会

日時　12月24日（水）午後4時から
＊傍聴の受け付けは、午後3時から（定員30人〈先着順〉）

会場　東京区政会館20階202・203会議室（千代田区飯田橋3―5―1）

問合せ　東京二十三区清掃一部事務組合議会事務局　☎（5210）9729

すまい給付金

消費税率引き上げによる住宅取得者の負担を軽減します。詳細は、お問い合わせ下さい。

申請期間　引き渡しから1年以内

給付額　収入に応じて最大30万円
＊消費税8％時

問合せ　すまい給付金事務局
☎0570（064）186
PHS・IP電話
☎045（330）1904
＊午前9時～午後5時

ホームページ
http://sumai-kyufu.jp/

地域情報

区民の皆さんの自主的な活動を掲載するコーナーです。活動の内容等をお問い合わせの上、ご自身の判断で参加して下さい。

◆荒川宙の会（健康太極拳）会員募集

▽日時…金曜日（月4回）午後7時～8時30分▽会場…南千住駅前ふれあい館▽費用…年会費千円、月2千円▽問合せ…大福☎（3891）7721